

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	西島順子
論文題目	1970年代のイタリアにおける民主的言語教育に関する史的研究 —言語学者トゥッリオ・デ・マウロが構想したplurilinguismoとその教育—		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、1970年代のイタリアで提唱された「民主的言語教育」の包摂する複言語主義の起源と概念、実践を検証し、民主的言語教育の意義を解明する。民主的言語教育とは、言語学者トゥッリオ・デ・マウロが創出した言語教育思想であり、1975年にDieci tesiと呼ばれる宣言として発表された。Constanzo (2003) はこの民主的言語教育と欧州評議会が提唱する複言語主義との類似性を指摘したが、この言語教育思想の要因や展開、また実践などについて歴史的検証を行っていない。本研究は、第一に1970年代のイタリアにおいて複言語主義と類似性のある言語教育が創出された要因、第二に民主的言語教育に認められるplurilinguismoの起源や概念、第三に民主的言語教育における複言語教育の実践を明らかにした。</p> <p>第1章は民主的言語教育の創出の要因を分析した。イタリアにはイタリア語の多くの言語変種に加えて、少数言語も多数存在したが、そのような言語状況のなかで1861年のイタリア王国の統一時にフィレンツェ語が実質的な共通語となった。その後、一貫して方言や少数言語は規制され続けたが、この単一言語政策はイタリア語普及を徹底することがなかった。デ・マウロはこの状況を分析し、1960年代においても義務教育を修了できない者やイタリア語能力が不十分な国民が数多くいること、またそれが南部や小都市、低学歴者に集中しているため方言話者や少数言語話者が社会的弱者となっていると主張し、単一言語教育では言語の不平等を解消できないと主張し、民主的言語教育を構想するに至った。</p> <p>第2章は民主的言語教育と複言語主義との関係を検討し、イタリアにおけるplurilinguismoの起源と展開を明らかにした。Dieci tesiは民主的言語教育を宣言し、複言語能力や複言語教育、複言語教育政策の推進をめざすもので、複言語主義との類似性が認められる。この一方で、plurilinguismoは1950年代のイタリアの文学批評において「一人の作者、もしくは一つの作品内での複数の言語スタイルや言葉の使用」の意味で用いられ始め、1960年代には辞書学や言語学においても応用された。デ・マウロは1963年に、ある地域において複数の言語が使用されている状態や、言語政策のなかで言語と話者が保護されてきた状態を形容する概念としてplurilinguismoを初めて使用し、1970年代には言</p>			

語学から言語教育へとその概念を拡張した。この経緯は、イタリアのplurilinguismoが欧州評議会の複言語主義と起源を異にするものであることを明らかにする。

第3章では、デ・マウロが1960年代から1970年代にかけてplurilinguismoの用語で展開する概念を言説のなかに分析し、「複言語状態」「複言語政策」「複言語能力」の3つの意義を抽出した。「複言語状態」や「複言語政策」の起源はソシュールの理論や記号学などの一般言語学、ならびに歴史的・地理的言語研究に認められる。「複言語能力」は文学界での使用を起源とするもので、グラムシの政治思想や言語哲学をも包摂していた。デ・マウロはグラムシの政治思想を反映させ、高度な文化や批判的能力を持つ自律的な個人の育成を目指す「複言語教育」として、民主的言語教育を構想した。

第4章は、複言語教育としての民主的言語教育の実践を解明した。デ・マウロは、第一に教師養成を目的とする論考を発表し、この論文はイタリアが多言語状態であることを改めて教育関係者に認識させた。第二に、生徒の身近な環境に存在する多様な言語への気付きを与えるための教授法を考案した。これは方言とイタリア語、あるいは外国語の類似や相違に気づき、言語の起源や多様性に関心を向けることをめざしていた。第三に、デ・マウロは生徒の言語能力を判断するための評価指標を作成し、言語能力を技能別に判断するだけでなく、生徒が身近な言語から教養言語までを獲得するよう、指標を示した。これらはplurilinguismoの実践に相当するもので、生徒に多様な言語を獲得させ、社会的弱者が言語能力を獲得し、社会に参加することで民主的で平等な社会の実現を目指すものである。

結論では、言語教育史における民主的言語教育の意義を考察した。デ・マウロの民主的言語教育の構想にはグラムシの政治的信念が深く関与しており、デ・マウロは社会的な相互理解を通して批判力を持ち自律した個人を育成する言語教育を追求したことが判明した。この教育観は欧州評議会が言語話者を社会的行為者と位置付けることに類似するもので、また、公教育の創出以降、デュルケムやゲルナー、デューイの教育に関する主張とも共通性を持つ。民主的言語教育は、近代以降に探求されてきた教育の平等のみならず、民主的社会が必要とする自律的な社会的成員の育成という普遍性を内包している。

(続紙 2 )

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、イタリアの言語教育史の中でこれまで十分に研究されることのなかった「民主的言語教育」を主題化し、これを創出したイタリアの言語学者デ・マウロの言語教育観ならびに欧州評議会が1990年代に開発した複言語主義との比較において解明するものである。

本論文の学術的独創性は主として次の3点に認められる。

1) 日本におけるイタリア研究は主に文芸を中心として発展してきたもので、言語教育に関する研究は極めて少なく、本研究は日本での研究の蓄積が少ない分野を開拓した。デ・マウロに関しては、近代言語学の祖であるソシュールの『一般言語学講義』のイタリア語版校訂者との観点からの研究にほぼ限られ、デ・マウロの言語教育思想を論じた論考はほぼ皆無であり、本論文はイタリアの言語教育史にデ・マウロの言語教育思想を位置づけ、それを解明した点でこれまでにない重要な貢献がある。

2) イタリアの言語問題について、イタリアには地域語ならびにイタリア語の言語変種が多く存在していることは知られていたものの、日本ではこれまで論じられることは極めて少なかった。本論文は、plurilinguismoという概念によって1950年代以降のイタリアの言語状況の歴史的発展を整理し、分析し、1970年代についてデ・マウロの言説を丹念にたどりながら、その時代の言語状況を解明した。イタリアの言語状況こそが、デ・マウロが「民主的言語教育」を構想し、民主的な社会を建設するための背景であり、デ・マウロは諸言語の平等を通じて市民の平等を訴えた。

3) 本論文は、欧州評議会の推進する複言語主義と「民主的言語教育」の共通点を具体的に解明し、「民主的言語教育」の先駆性とまたその限界を明らかにした。これまで複言語主義は、欧州評議会が「ヨーロッパ言語共通参照枠」(CEFR)の刊行によって創設した言語教育思想であると考えられてきた。しかし本論文は、CEFRの作成に先立つ1970年代に既にそれを予告するような言語教育思想がイタリアで形成されていたことを解明した。CEFRはヨーロッパにおける学校教育の枠組みで、英語にとどまらない複数の外国語学習を推進するための装置であるが、イタリアの民主的言語教育やそこに内在するplurilinguismoは必ずしも同じような教育目標を目指すものではない。イタリアで興隆したplurilinguismoはイタリアの言語状況を反映する言語観で、国内に共存する多言語の価値を称揚し、それまで貶められてきた標準語以外のイタリア語方言や地域語を承認することにある。これは外国語教育の発展や振興の観点より複言語能力の育成を必ずしも訴えるものではなく、あくまでもイタリア国内の言語教育を対象としているものの、複数言語の教育や民主主義の推進を目指す点に焦点を向けると、複言語主義の先駆となっている。さらにデ・マウロは「民主的言語教育」の実現のための具体的な教授法も構想しており、言語能力評価指標はCEFRが例示的能力記述文(can do システム)として提示する評価法を部分的に先取りしている。しかしながら、デ・マウロの主張した「民主

的言語教育」はある程度の教授法や教員養成までも構想したにもかかわらず、イタリア国内に普及することはなかった。

なお、ここ数年来、ヨーロッパでもデ・マウロの言語教育思想は再評価されつつあり、著作の何冊かはフランス語に翻訳され、本格的な研究が進められつつある。本論文はそのような国際社会の動向に同期するかのような研究であり、本研究の今後の進展に大きな期待をよせることができる。

しかしながら、本研究は1950年代からのイタリアの文芸思潮におけるplurilinguismoの分析から70年代の「民主的言語教育」とまでを範囲とするもので、必ずしも1970年代に限定されていない歴史的研究であるため、論文タイトルとの間に若干の齟齬が認められる。またデ・マウロの言語観を論じるにあたり、デ・マウロがワイトゲンシュタインの言語観から影響を受けたためワイトゲンシュタインの言説を援用し、分析しているが、その言説の解釈には再考すべき点も残るなど、さらなる検討の余地が認められる。とはいえ、これらの指摘は論文全体の独創性やその価値を貶めるものではない。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和3年3月18日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降